

最終化されたバーゼル III の国内実施に関する規制方針案

バーゼル III 最終化の国際合意¹については、本邦では令和 5 年（2023 年）3 月期からの実施を予定している²。国内実施に向けた告示改正案については、来年 6 月までを目途にパブリック・コメントに付す予定であるが、今般、その方針案を別紙のとおり公表する。

別紙においては、

- 国際合意で当局裁量とされている事項等に関する本邦での適用方法とともに、
- 国内基準金融機関の特性に鑑みて簡素な規制枠組みを用意するなど、国際合意と異なる取扱いを行う点

を中心に記載している。

なお、今後の国際的な議論の動向や本邦金融機関の状況等を踏まえ、別紙に示した方針・予定に変更があり得る。

※ 金融庁では、本規制方針案へのご意見を令和 3 年 1 月 29 日（金）までの間、受け付けております。今後の告示改正案作成の参考として活用させていただきますので、健全性基準室までご意見をお寄せください。

¹ <https://www.bis.org/press/p171207.htm>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r1/qinkou/20200330.html>

<信用リスク・標準的手法 (SA) >

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>(1)【与信先に対するデュー・デリジェンス】(CRE20.4-6, 20, 39, 42)</p> <p>金融機関向け債権や事業法人向け債権等に対するデュー・デリジェンスについて、与信発生時及びその後定期的（少なくとも年1回）に、内部格付や第三者機関の分析等を活用して与信先のリスク・プロファイルを評価し、外部格付よりも高いリスク特性が判明した場合には、少なくとも一段高いリスク・ウェイトを適用するよう調整することが求められる。</p>	<p>本邦の融資実務においては、外部格付に過度に依存することなく、与信先の実態や状況を適時適切に反映した信用格付を付与する態勢が（金融機関の規模等に応じて）広く定着しているところである。</p> <p>こうした実務を踏まえ、与信先に対してどのようなデュー・デリジェンスを行っていれば国際合意上の要件を満たすものと考えられるのか⁴、また、各金融機関に求められるリスク・ウェイトの調整方法等について、Q&Aで明確化する予定である。</p>
<p>(2)【金融機関向け債権】(CRE20.16-32)</p> <p>金融機関向け債権のリスク・ウェイトについては、規制上外部格付の利用が認められている法域においては、与信先の（暗黙の政府支援を加味しない）外部格付を参照して設定される。参照する外部格付については、当局裁量により、規制の実施から5年間は政府支援を加味した外部格付を参照することが可能とされた。また、与信先に対する定期的なデュー・デリジェンスを実施することが求められる。</p>	<p>与信先となる金融機関の（暗黙の政府支援を加味しない）外部格付を参照してリスク・ウェイトを設定する方式とするとともに、与信先に対する定期的なデュー・デリジェンスを求めることとする予定である。</p> <p>なお、国際合意上認められた当局裁量に基づき、暗黙の政府支援を加味しない外部格付の使用については、経過措置を設ける予定である。</p>

³ 「国際合意の概要」の記述は、「国内における取扱い」の理解促進の一助として国際合意文書を要約したものであるため、国際合意の内容についてはバーゼル銀行監督委員会が公表している国際合意文書（原文）を参照されたい。

⁴ 上記のような本邦の融資実務に加えて、デュー・デリジェンスに関して全く新しい対応を求めることは予定していない。

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>また、規制上外部格付の利用が認められていない法域においては、自己資本比率規制の充足度等を参照してリスク・ウェイトが設定される。なお、規制上外部格付の利用が認められている法域における無格付の金融機関向け債権のリスク・ウェイトも、同様の方式で設定される。</p> <p>他方で、当局裁量により、(協同組織金融機関などの)金融機関は、自身と同一のグループまたはネットワークに属する金融機関に対する債権については、上記の方法に基づくリスク・ウェイトよりも低いリスク・ウェイトを適用することが可能とされた。</p>	<p>また、協同組織金融機関及び系統金融機関によるそれらの中央機関向け預け金のリスク・ウェイトについては、当局裁量に基づき、現行の水準を維持する予定である。</p>
<p>(3)【中堅中小企業 (SME) の定義】 (CRE20.47)</p> <p>無格付の中堅中小企業 (SME) 向け債権に適用されるリスク・ウェイトが 100% から 85% に引き下げられる。また、SME の定義は、「売上高 5,000 万ユーロ以下の企業」となる。</p>	<p>SME については、国際合意に従って、「売上高 50 億円以下の企業」と定義する予定である。</p> <p>他方で、システム対応に相応の時間を要すること等を踏まえ、SA を採用する国内基準金融機関に対しては、経過措置において十分な移行期間を設ける予定である。</p>
<p>(4)【株式、株式を除く劣後債権及び資本性商品】 (CRE20.53-62)</p> <p>投機的な非上場株式については 400%、その他の株式については 250%、株式を除</p>	<p>国際合意に従ったリスク・ウェイトを規定する予定である。</p>

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>く劣後債権や資本性商品については 150% のリスク・ウェイトが適用される⁵。</p>	<p>なお、国際合意上、例示として、顧客との長期的な取引関係を構築するための株式保有・取得や、与信先の事業再生のためのデット・エクイティ・スワップに伴う株式取得は、投機的な非上場株式には該当しないとされており、本邦においても、非上場株式のうち 250%のリスク・ウェイトが適用されるものの範囲について Q&A で明確化する予定である。例えば、国際合意に従って、以下のような非上場株式を含めることとする予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 顧客との長期的な取引関係を構築するための株式保有・取得 ● 事業再生のためのデット・エクイティ・スワップに伴う株式取得
<p>(5) 【「トランザクター」の要件】 (CRE20.66)</p> <p>規制上のリテール債権⁶のうち以下のいずれかの要件を満たす債務を有するものが「トランザクター」と定義され 45%のリスク・ウェイトが適用される。</p> <p>① クレジットカードやチャージカード等のファシリティに関連して、過去 12 ヶ月間において債務残高を各予定期日に全額返済していること</p> <p>② 当座貸越に関連する債務者の場合、過去 12 ヶ月間において当座貸越を利用していないこと</p>	<p>トランザクターのリスク・ウェイト 45%を適用可能とするとともに、その要件について以下のような点を中心に Q&A で明確化する予定である。</p> <p>まず、左記①の要件については、クレジットカードのショッピング枠（一括払い）が想定されており、過去 12 ヶ月間にわたり利用残高の全額が所定の引落日に遅延なく引き落とされていることをもって充足され得ると考えられる。</p>

⁵ ただし、金融機関の発行する劣後債、株式及びその他の資本性商品のうち、意図的な相互持合いや 10%超出資等に該当するものは、引き続き自己資本控除の取扱い。

⁶ リテール債権のうち、小口分散や少額といった基準を満たすもの。

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
	<p>左記②の要件については、規制上のリテールとして取り扱われる債務者の当座貸越（個人向けカードローンを含む）が、過去12ヶ月間にわたり利用実績がない（利用残高が零である）ことをもって充足され得ると考えられる。</p> <p>なお、左記①及び②の要件における「過去12ヶ月間」の起算日については、一貫性を確保することを前提に各金融機関の実務に沿った取扱いを認める予定である。</p>
<p>（6）【居住用及び商業用不動産関連債権】（CRE20.69-87）</p> <p>居住用及び商業用不動産関連債権について、LTV（担保価値（貸出実行時の値）に対する貸出金総額の割合）に基づきリスク・ウェイトが設定される。加えて、返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合は、より保守的なリスク・ウェイトが適用される。</p> <p>また、不動産関連融資の（リスク・ウェイトの判定に用いるLTVの算出において考慮できる担保に関する）適格要件の一つとして、金融機関が「第一順位の抵当権を保有」していることが定められている。</p>	<p>本邦において不動産関連債権とは、特定の不動産の建設・取得等を資金用途とした融資を指すものとし、事業者の運転資金等の融資は、仮に担保として不動産が設定されていたとしても、不動産関連債権には該当しないものとする予定である。</p> <p>国際合意に従って、居住用及び商業用不動産関連債権のリスク・ウェイトを規定する予定である。また、「返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合」の判断基準については、Q&Aで明確化する予定である。</p> <p>ただし、規制の簡素さを確保する観点から、SAを採用する国内基準金融機関については、住宅ローンに係る現行の2段階のLTVに基づくリスク・ウェイトも適用可能とするとともに、「返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著し</p>

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
	<p>く依存する場合」については、保守的な2段階のリスク・ウェイト（LTVが100%超の場合はリスク・ウェイト105%、LTVが100%以下の場合はリスク・ウェイト75%）も適用可能とする予定である⁷。</p> <p>また、不動産関連融資の適格要件については、住宅ローンに関し、住宅金融支援機構その他の公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ当該住宅ローンに関する抵当権が次順位であるときは、不動産関連融資の適格要件を満たしているものとする予定である。</p>
<p>(7)【オフ・バランス取引の掛け目(CCF)】 (CRE20.94-101)</p> <p>オフ・バランス取引について、特に「無条件に取消可能なコミットメント(UCC)」のCCFが0%から10%に引き上げられる。</p> <p>他方で、一定の要件⁸を満たす契約については、各国当局の裁量によりCCF10%の適用除外とすることができる。</p>	<p>国際合意に従って、CCFを規定する予定である。</p> <p>その際、国際合意で認められているとおり、一定の要件を満たす「無条件に取消可能なコミットメント」をCCF10%の適用除外とする予定である。</p>

⁷ ただし、例えば個別の与信毎に恣意的に選択適用することなく、金融機関として一貫性をもって継続的に適用することを求める予定である。

⁸ 国際合意では、以下の4要件を満たす事業法人及びSME向けUCCについては、各国当局の裁量によりCCF10%の適用除外とすることができる。①金融機関が顧客から手数料を受領していないこと、②顧客は引出しの都度、金融機関へ申請すること、③顧客が所要の要件を満たしているか否かにかかわらず、金融機関は引出しの実行について全ての権限を有すること、④金融機関は、引出しが実行される都度、事前に顧客の信用力を評価した上で、引出しの是非を判断すること。

<信用リスク・内部格付手法（IRB）>

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>(8)【パラメータ推計】(CRE36.78-82, 89-97)</p> <p>国際合意において、以下のような点が明確化・見直しされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PD⁹推計に用いるデフォルト実績データについての明確化： <ul style="list-style-type: none"> ➢ デフォルト実績が多い年と少ない年を適切に反映した実績データを用いること ➢ PD 推計値の基礎となる実績デフォルト頻度の計測に関する計算方法（長期平均PDを件数平均で算出すること） ● EAD 推計手法の見直し・明確化： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 推計に用いる実績データにおいて、デフォルト前の状態の補足時点をデフォルトの12ヶ月前とするフィクスト・ホライズン法へ一本化 	<p>こうしたパラメータ推計手法の明確化と見直しについては国際合意に従って規定する予定であるが、データ整備や検証等に相応の時間を要することが想定されるため、一定の経過措置を設ける予定である。</p>
<p>(9)【資産区分】(CRE30.45-50)</p> <p>IRB の適用対象となる資産区分を限定した上での承認が認められる。</p>	<p>金融機関のビジネスモデル等によっては信頼性のある信用リスク・アセットの算出を行い難い合理的な理由のある資産区分が存在し得ることを考慮し、当該資産区分を適用対象に含めない限定的なIRBの採用を認める予定である。</p>

⁹ 1年間に債務者がデフォルトする確率。

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
	<p>また、既存の IRB 採用金融機関においても、信頼性のある信用リスク・アセットの算出を行い難い合理的な理由のある資産区分が存在する場合は、当局の承認を得た上で、当該資産区分について IRB を適用しない取扱いとする予定である。</p>

<信用評価調整（CVA）リスク>

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>(10)【簡便法による CVA リスク相当額の算出】(MAR50.9)</p> <p>非清算店頭デリバティブの合計想定元本額が 1,000 億ユーロ以下の金融機関は、標準的方式（SA-CVA）又は基礎的方式（BA-CVA）に代えて、簡便法を用いて CVA リスク相当額を算出することができる。</p> <p>ただし、当局は、金融機関のデリバティブ・ポジションから発生する CVA リスクが、当該金融機関のリスク全体に重要な影響を与えると判断する場合には、簡便法の採用を禁止することができる。</p>	<p>国際基準金融機関については、簡便法の選択を認めないこととする予定である。</p> <p>国内基準金融機関については、CVA リスク計測の対象となるデリバティブ取引の合計想定元本額が 10 兆円以下である場合¹⁰には、簡便法の採用を認めることとする予定である。</p> <p>その際、簡便法による資本賦課の水準は、現行規制における簡便的リスク測定方式と同様、「デリバティブ取引の信用リスク・アセットの額に 12%を乗じて得た額」とする予定である。</p>
<p>(11)【BA-CVA における内部格付の外部格付への割当て】(MAR50.16)</p> <p>BA-CVA におけるリスク・ウェイトは取引相手の外部格付に応じて設定されるが、外部格付がない場合等には、金融機関は当局の承認を得て、内部格付を外部格付に割り当てることによりリスク・ウェイトを設定することができる。</p>	<p>IRB 採用金融機関については、その内部格付制度に基づき内部格付を外部格付に割り当てる方法で、外部格付を有しない取引相手のリスク・ウェイトを設定することを認める（IRB を採用することにつき当局の承認を得ていることを前提に、当該方法を用いることについては承認不要とする）予定である。</p>

¹⁰ ただし、現行規制の下で簡便的リスク計測手法を採用している金融機関に限定する予定である。

＜オペレーショナル・リスク＞

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>(12)【オペレーショナル・リスク計測手法】</p> <p>従前のオペレーショナル・リスク計測手法である基礎的手法（BIA）、粗利益配分手法（TSA）及び先進的計測手法（AMA）が廃止され、新しい標準的計測手法に一本化される。</p>	<p>国際合意に従って、新しい標準的計測手法に一本化する予定である。</p> <p>その際、複数の計測手法が残置され比較可能性が失われることを避ける観点から、国際統一基準金融機関及び国内基準金融機関双方に対して標準的計測手法を適用する予定である。</p>
<p>(13)【事業規模指標（BI）が10億ユーロ超の金融機関における内部損失乗数（ILM）の計算方法と、内部損失データに係る経過措置】（OPE25.10, 12）</p> <p>BIが10億ユーロ超の金融機関は、直近10年間の品質の高い内部損失データに基づいてILMを計算することが求められる。</p> <p>ただし、標準的計測手法に移行する際の経過的な取扱いとして、直近10年間の品質の高い内部損失データが揃わない場合は、最低5年間のデータで足りるものとするとも認められる（AMAを採用していた金融機関に対して当該取扱いを適用することは想定されていない）。</p>	<p>BIが1,000億円以上の金融機関は、直近10年間の品質の高い内部損失データに基づいてILMを計算することとする予定である。</p> <p>ただし、直近10年間の品質の高い内部損失データが揃わない場合は、直近5年間以上のデータで足りるものとする経過措置（AMAを採用していた金融機関は対象外）を設ける予定である。</p>
<p>(14)【ILMの計算に要する内部損失データが揃わない場合の取扱い】（OPE25.13）</p> <p>損失データに係る基準を満たさない金融機関は、事業規模要素と同額以上の資本を</p>	<p>BIが1,000億円以上の金融機関において十分に品質の高い内部損失データが揃わな</p>

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>積むことが求められる。</p> <p>この場合において、当局は金融機関に対して1より大きいILMの使用を求めるともできる。</p>	<p>い場合は、取得可能な計数を基に、当局の承認を得て1を下限として保守的に見積もったILMを利用することとする予定である。</p> <p>この際、承認を得るためには、内部損失データを基に計算した場合よりも当該見積値が保守的な数値となる蓋然性が高いことを疎明する必要があり、承認が得られなかった場合は金融庁長官が指定した数値を用いることとする予定である。</p> <p>子会社や一部の事業部門のみで十分な損失データが揃わない場合は、当該子会社等のオペレーショナル・リスク相当額の算出において保守的に見積もったILMを利用し、十分な損失データが揃う法人単位において算出したオペレーショナル・リスク相当額と合算することとする予定である。</p>
<p>(15)【BIが10億ユーロ以下の金融機関におけるILMの計算方法】(OPE25.11)</p> <p>当局は裁量により、BIが10億ユーロ以下の金融機関が内部損失データ¹¹を用いてILMを計算することを認めることができる。</p> <p>また、当局は裁量により、BIが10億ユーロ以下の金融機関が用いるILMを1と設定することもできる。</p>	<p>BIが1,000億円未満の金融機関においては、ILMは1を用いることを原則としつつ、承認要件を満たせばILMを計算し、オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができるものとする予定である。</p>
<p>(16)【内部損失データの収集プロセスに係る監査】(OPE25.16)</p>	

¹¹ ただし、OPE25.14～25.34に掲げられた要件を満たすものに限る。

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>内部損失データの特定及び収集に関する文書化された手続及びプロセスは、定期的に内部監査と外部監査双方又は一方による独立したレビューを要する。</p>	<p>本邦では、必要な監査の種類について特段の指定はしない予定である。</p>
<p>(17)【内部損失データの参照日付に係る情報の収集】(OPE25.19)</p> <p>金融機関は、オペレーショナル・リスク損失の発生日、発覚日及び会計処理日に係る情報を収集することが求められる。</p>	<p>本邦では、金融機関の実務負担を考慮し、「会計処理日」が特定されていない場合は、会計処理した会計期間が特定できていれば足りる扱いとする予定である。</p>
<p>(18)【特殊損失の除外】(OPE25.30, 32)</p> <p>金融機関は、一定の要件を満たす場合は、当局による承認を得て、そのリスク特性には無関係なオペレーショナル・リスク損失をILMの算出対象から除外することができる。</p>	<p>金融機関が当局による承認を得た場合には、特殊損失をILMの算出対象から除外することを認める予定である。当該承認に当たっては、下記の要件¹²を満たす旨、金融機関に疎明を求めることとする予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在行っている業務と関連していないこと ● 類似する業務を行っておらず、再発可能性を排除できること ● 損失の金額が、対象計測期間に生じた全てのオペレーショナル・リスク損失額の年平均の5%を超えること

¹² なお、過払金返還損失については、これらの要件を満たすものであれば、特殊損失としてILMの算出対象から除外し得るものと考えられる。

<レバレッジ比率>

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>(19)【開示様式 LR1 と LR2】(DIS80.1, 2)</p> <p>レバレッジ比率に関して、LR1 及び LR2 という2つの開示様式が規定されている。</p>	<p>国際基準金融機関に適用されている本邦の現行規制（第三の柱に関する告示の別紙様式）では左記の両開示様式が統合されているところであるが、国際合意に合わせる形で、両開示様式を分けることとする予定である。</p>

<マーケット・リスク>

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
<p>(20)【バンキング勘定とトレーディング勘定の境界】(RBC25)</p> <p>バンキング勘定とトレーディング勘定の境界については、具体的な商品リストを提示することで勘定間の境界が明確化されている。</p> <p>また、トレーディング勘定への計上が想定される商品をバンキング勘定に分類する場合には、当局の承認が必要とされ、その際、金融機関はトレーディングを目的とする保有ではないことを反証することが求められる。</p>	<p>勘定間の厳格な分類を告示に規定する予定である。</p> <p>その際、金融機関¹³がトレーディング勘定に分類することが想定される商品をバンキング勘定に分類しようとする場合には、当局が作成するフォーマットに従って、トレーディングを目的とする保有ではないことを反証し当局の承認を得ることが求められることとする予定である¹⁴。</p>
<p>(21)【指数等のネット・ポジションの範囲】(RBC25.6)</p> <p>バンキング勘定において、クレジット又は株式のネット・ショート・ポジションは、トレーディング勘定に分類し、マーケット・リスク相当額の対象とすることが求められている。</p>	<p>バンキング勘定において、指数等の全体のショート・ポジションがロング・ポジションに対するヘッジ取引として取り組まれている場合には、指数を構成する個別銘柄ベースでのショート・ポジションはトレーディング勘定に分類することは不要とする予定である。</p> <p>ただし、指数等の全体のショート・ポジションがロング・ポジションに対してオーバーヘッジとなっている場合には、当該オー</p>

¹³ マーケット・リスク相当額の計測対象となる金融機関に限る。

¹⁴ なお、仮に反証が認められず規制上はトレーディング勘定に分類されることとなった場合においても、そのことをもって会計上もトレーディング勘定への分類を求めるものではなく、会計上の取扱いはあくまで監査人等との議論を通じて決められるものである。

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
	<p>バーヘッジとなっているショート・ポジション部分はネット・ショート・ポジションとみなされ、トレーディング勘定への分類が求められることとする予定である。</p> <p>このほか、ヘッジ対象となるロング・ポジションが存在せず、商品単独又は複数の商品の組み合わせによりネット・ショート・ポジションを発生させる商品については、トレーディング勘定への分類が求められることとする予定である。</p>
<p>(22)【内部モデル方式のデフォルト・リスク資本賦課におけるソブリン等の取扱い】 (MAR22.7, 33.24)</p> <p>内部モデル方式を用いてデフォルト・リスク資本賦課を計測する場合は、PDのフロアとして0.03%が適用される。</p> <p>他方で、標準的方式を用いて計測する場合は、信用リスクの枠組みにおいてリスク・ウェイトが零とされているソブリン等については、当局裁量によりデフォルト・リスクの掛け目を零にできる。</p>	<p>内部モデル方式を用いてデフォルト・リスク資本賦課を計測する場合は、信用リスクの枠組みにおいてリスク・ウェイトが零とされているソブリン向けエクスポージャーについては、デフォルト確率のフロアを適用せず、資本賦課を求めないこととする予定である。</p>
<p>(23)【簡易的方式】(MAR40)</p> <p>バーゼル 2.5 までの「標準的方式」が、『トレーディング勘定の枠組みの抜本的な見直し(FRTB)』では「簡易的方式」と位置付けられている。</p>	<p>金融機関が以下の要件をいずれも満たす場合、簡易的方式を採用可能とする予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定取引資産・負債の合計額¹⁵が

¹⁵ 特定取引勘定を設置していない金融機関にあっては、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合

国際合意の概要 ³	国内における取扱い
	<p>1,000 億円未満であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国為替の全体のネット・ポジション¹⁶が 1,000 億円未満であること <p>また、上記の要件を満たさない金融機関の連結子会社について、そのマーケット・リスク相当額が金融機関全体のマーケット・リスク相当額の 1%未満である場合には、金融庁長官への届出を条件として、当該連結子会社のマーケット・リスク相当額の計測に簡易的方式を選択できることとする予定である。</p>

国内における取扱い
<p>(24) 【マーケット・リスク相当額の不算入特例】</p> <p>本邦の現行規制¹⁷では、一定の金融機関についてマーケット・リスク相当額の算出を免除する「マーケット・リスク相当額の不算入特例」が設けられている。FRTB の国内実施後においても、同様の不算入特例を設ける予定であるが、下記のとおり不算入要件の一部を変更する予定である¹⁸。</p> <p>○ 不算入特例の要件</p> <p>以下に掲げる要件をいずれも満たす金融機関については、マーケット・リスク相当額を不算入とすることを認める予定である。</p> <p>① 特定取引資産・負債の合計額が 1,000 億円未満であり、かつ、総資産の 10%未満</p>

計額」を基準とする予定である。(24)の不算入特例の要件①においても同様である。

¹⁶ 外国為替の全体のネット・ポジションの算出方法は、現行規制における計測方法（平成 18 年金融庁告示第 19 号の第 292 条）に拠る。

¹⁷ 従来、マーケット・リスク相当額を資本賦課の対象としていなかった協同組織金融機関については、今回の新規制に合わせて、自己資本比率の分母に追加したうえで、上記不算入特例を含めたマーケット・リスク規制の枠組みを適用する予定である。

¹⁸ なお、現行規制の下でマーケット・リスク相当額を算出している金融機関に対しては、FRTB の国内実施後も不算入特例の利用は認めない予定である。

国内における取扱い

であること

- ② 外国為替の全体のネット・ポジションが 1,000 億円未満であり、かつ、「外国為替の全体のネット・ポジションを他のリスク・アセットに加えた額」に対する外国為替の全体のネット・ポジションが 10%未満であること

○ 不算入特例の判定頻度

上記①及び②の要件の判定は、金融機関の決算期毎に求めることとする予定である。なお、金融機関は、決算期毎にポジションが小さい基準日を恣意的に選択することがないように、一貫した方法で判定を行うことが求められる。

○ ファンドの外国為替リスクの範囲と計測方法

上記②の外国為替のネット・ポジションの算出に際しては、バンキング勘定の取引についても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれるものとする予定である。したがって、バンキング勘定に属するファンド向け出資に係るエクスポージャーについても、当該エクスポージャーが外国為替リスクを伴う場合、外国為替のネット・ポジションを算出することとなる。

その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、ファンド毎に一貫性をもって適用することを前提に、以下のいずれかの方法により、外国為替のネット・ポジションを算出することを可能とする予定である。

- 当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引を把握し、当該資産及び取引の外国為替リスクを評価する方法（ルック・スルー方式）
- ルック・スルー方式に代わる簡易的かつ保守的な代替方式として、当該ファンドへの出資の基準通貨に基づき外国為替リスクを評価する方法¹⁹

(以上)

¹⁹ より具体的には、(1) ファンドの投資残高自体を外国為替のネット・ポジションとみなす方法、(2) ファンドのマンドート等（目論見書に定められた運用基準やファンドの外国為替リスクの取得方針が分かる情報を含む）に基づいて最も保守的となるように投資した場合の最大のポジションを外国為替のネット・ポジションとみなす方法、のいずれかを用いることを可能とする予定である。

²⁰ なお、上記のとおり本邦では 2023 年 3 月期からの国内実施を予定しているが、金融機関の中には（令和元事務年度『金融行政方針』に記載されているスケジュールを踏まえ）2022 年 3 月期からの国内実施を見込んで中長期的な資本計画等を検討・策定していた先もあると考えられる。2022 年 3 月期においては、金融機関が「仮に 2022 年 3 月期から国内実施されたとする場合の試算値」を参考値として当局に報告することを選択できることとする。また、その場合には、当局は当該試算値等も参考に監督上の対応を検討することとする。